

# かかりつけ医療機関の選定要件（訪問看護ステーション）

「かかりつけ医療機関」として認定を受けるためには、すべての要件を満たす必要があります。

- ① 24時間対応体制加算の届出を行っていること
- ② 在宅療養に移行する患者及び在宅療養中の患者に必要な医療及び介護、障害福祉サービスが提供されるよう、関係機関に働きかけることができること
- ③ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介・提供することができること